

公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件名 国際法務総合センター国際棟における清涼飲料水自動販売機の設置
・管理及び商品の販売業務
- (2) 募集者数 1社(者)

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 別紙記載の暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しない者であること。

3 仕様書等の配布

(1) 配布場所

東京都昭島市もくせいの杜2丁目1番18号
国際法務総合センター国際棟(4階)
法務総合研究所総務企画部国際事務部門
電話 042-500-5150

(2) 配布日時

令和4年8月19日(金)から同年9月9日(金)(平日 午前9時30分
から正午まで、午後1時から午後5時まで)

4 企画提案書等の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和4年9月9日(金)午後5時まで
- (2) 提出場所 上記3(1)の場所

5 企画提案書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

以上、公告する。

令和4年8月19日

法務総合研究所長 上 富 敏 伸

2 (6) 関係 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

- 1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。
法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員及び(1)から(4)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者。

募 集 要 領

1 業務内容

国際法務総合センター国際棟における清涼飲料水自動販売機の設置・管理及び商品の販売業務

詳細は別添仕様書のとおり

2 設置施設及び所在地

東京都昭島市もくせいの杜2丁目1番18号

国際法務総合センター国際棟（2階）

3 スケジュール

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 仕様書等の配布 | 令和4年8月19日（金）～同年9月9日（金） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和4年8月29日（月） |
| (3) 質問書回答期限 | 令和4年9月 6日（火） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和4年9月 9日（金） |
| (5) 選定委員採点結果期日 | 令和4年9月14日（水） |
| (6) 業者決定日 | 令和4年9月20日（火） |
| (7) 業者決定予備日（抽選会） | 令和4年9月21日（水） |

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 使用料提案書（別添様式）

使用料は、1平方メートル当たりの額を記載すること。

なお、提出に当たっては、封かんの上、申請者名を記載して提出すること。

イ 企画提案書（任意様式）

提案書に盛り込む事項

以下の事項については必ず提案書に記載すること。

(ア) 販売商品（酒類の販売は禁止する。）

(イ) 販売価格

(ウ) 環境性（省エネ性能、CO₂対策、エコ対策等）

(エ) 営業体制（社員教育（管理及び接客指導等）、営業実施体制（社員数、店舗数、最寄りの営業所等）、管理体制（衛生面、安全面等）

- (e) サービス内容（利便性、緊急時・震災時の対応、電子マネーの有無等）
- (f) 実績（官公庁における実績を優先的に記載すること）

(2) 添付書類

【法人】

- ア 業務確約書（別添様式）
- イ 会社概要（任意様式）
- ウ 直前事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し
- エ 納税証明書（その3（法人税、消費税及び地方消費税））
- オ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許の写し
- カ 暴力団排除に関する誓約書（別添様式による）

【個人】

- ア 業務確約書（別添様式）
- イ 履歴書（任意様式）
- ウ 令和3年分の確定（修正）申告書（控）の写し
- エ 令和3年分の青色申告決算書若しくは収支内訳書の写し
- オ 納税証明書（その3（申告所得税、消費税及び地方消費税））
- カ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許の写し
- キ 暴力団排除に関する誓約書（別添様式による）

なお、「令和04・05・06年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）
「物品の販売」又は「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者」に該当する者は、前記【法人】ウ、エ【個人】ウ、エ、オに関する書類に代えて、当該資格を有することを証明する書類の提出で足りるものとする。

(3) 提出日時、提出場所及び提出部数

ア 提出期限

令和4年9月9日（金）午後5時まで

イ 提出場所

東京都昭島市もくせいの杜2丁目1番18号

国際法務総合センター国際棟（4階）

法務総合研究所総務企画部国際事務部門経理担当

ウ 提出部数

- (ア) 使用料提案書 1部
- (イ) 企画提案書 8部
- (ウ) 添付書類 各1部

5 質問書の提出について

仕様書又は企画提案書の作成等に当たり疑義がある場合は、以下の要領で質問を提出するものとする。

(1) 質問方法及び質問の提出期限

質問書（別添書式）を持参、郵送又は電子メール（PDF形式）により提出すること。

メールによる場合は、事後に必ず電話にて担当者宛て連絡すること。

また、郵送による場合は、表封筒に「国際法務総合センター国際棟における清涼飲料水自動販売機の設置・管理及び商品の販売業務」に関する質問書在中」と朱書きし、書留郵便等発送日時が特定可能な方法により提出期限までに送付すること。

提出期限は、令和4年8月29日（月）午後5時までとする。

(2) 回答方法

令和4年9月6日（火）までに仕様書を受領した全ての者に対し、質問者名を伏せた上で、電子メール等により回答する。

(3) 提出場所

前記4(3)イのとおり。

E-Mail : kokusaijimu_keiri@i.moj.go.jp

6 決定方法

- (1) 公募に参加する者に必要な資格を全て満たした者のうち、提出された使用料提案書及び企画提案書等を審査の上、審査で得られた内容点及び提案価格点の合計点数が最も高い者を清涼飲料水自動販売機の業者として決定する。

ただし、使用料提案書に記載された使用料は、算定使用料（「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について（昭和33年1月7日蔵管第1号）」別添「貸付料予定価格等の算定基準」に基づき算出した額）を上回っていないなければならない。

なお、使用料提案書に記載された使用料が算定使用料に達しない場合、当該応募者は非選定となるが、全応募者の使用料提案書に記載された使用料が

算定使用料に達しない場合は、内容点の高い応募者から順に、算定使用料を
国有財産使用料として応募を維持するか確認を行う。維持する場合には、当
該応募者を事業者として選定する。

審査の結果、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により
決しない場合は、公開抽選を行い決定する。

(2) 企画提案書等の審査に係る審査項目等については、以下のとおりである。

ア 提案価格

使用料提案書において提示した使用料を基に評価する。

イ 提示使用料以外の要素

企画提案書等において提案した販売商品、販売価格、環境性、営業体制、
サービス内容及び実績等について評価する。

7 決定日

令和4年9月20日（火）

ただし、前記6(1)に定める公開抽選会は、令和4年9月21日（水）午後
2時から当所指定の場所で行う。

仕 様 書

1 業務件名及び内容

国際法務総合センター国際棟における清涼飲料水自動販売機の設置・管理及び商品の販売業務（以下「本業務」という。）

2 設置施設及び所在地

東京都昭島市もくせいの杜2丁目1番18号

国際法務総合センター国際棟（2階）

3 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者（以下「事業者」という。）は、清涼飲料水自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、東日本成人矯正医療センター長が行う。

4 国有財産の使用許可期間

令和4年10月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、東日本成人矯正医療センター長が必要と判断した場合は、5年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、機器の設置、原状回復のための機器の撤去に要する期間を含むものとする。

使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、事業者の負担において、設置場所を速やかに原状に回復して返還するものとする。

5 国有財産使用料

事業者は、清涼飲料水自動販売機設置に係る面積（使用済み容器回収に係る設置面積を含む。）に応じた国有財産使用料を支払うこと。

なお、国有財産使用料は、原則として、公募手続において事業者が提示した額による（前記4ただし書により、使用許可を更新した場合、その更新後についても同様とする。ただし、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」別添「貸付料予定価格等の算定基準」に基づき算定した使用料が提案使用料を上回った場合を除く。）。

また、徴収する額は、提案価格に、実際に自販機を設置する面積を乗じた年間使用金額に100分の110を乗じて得た額とする。

6 設置場所

清涼飲料水自動販売機の設置場所は、国有財産使用許可書において、東日本成人矯正医療センター長が指定するものとする。

なお、設置予定場所及び設置可能範囲は、以下のとおりである。

- (1) 国際法務総合センター国際棟（2階）（奥行約750mm 幅約2,500mm）
- (2) 使用済み容器の回収を原則とし、自動販売機設置箇所ごとに1個以上の空き容器分別回収ボックスを設置（ペットボトルキャップ用回収ボックスの設置は任意とする。）し、事業者の責任において適切に管理するとともに、回収した容器は容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき適切に処理すること。

7 設置機種及び台数等

清涼飲料水自動販売機 2台

なお、地球温暖化対策のため、設置機種は省エネタイプに限る。

また、災害対策機能を備え付けているものとし、色については周囲の色と調和するものとする。

8 名義使用の制限

事業者は、自己の営業上の取引に関して、法務省の名義を使用してはならない。

9 管理責任

事業者は、東日本成人矯正医療センター長が使用許可する施設について、常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

10 権利の譲渡

事業者は、本業務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

11 従業員等

- (1) 事業者は、従業員の身元、健康管理、就業及び労務に関し、一切の責任を負う。
- (2) 事業者は、従事関係者（従業員及び関係業者）が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合は本業務に従事させないこと並びに設置

先施設の担当職員（以下「担当職員」という。）に対して速やかに報告すること。

12 秘密の保持

- (1) 事業者及び事業者の従業員は、本業務の遂行上知り得た設置施設の秘密に関する事項の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様である。
- (2) 事業者は、事業者の従業員に本業務を遵守させるために必要な措置を採らなければならない。

13 損害賠償

事業者は、本業務に関して、自己の責に帰すべき事由により、国又は第三者に損害を与えたときは、事業者においてその損害を賠償しなければならない。

14 自己都合による業務の廃止・終了

事業者は、自己の都合により本業務を廃止・終了しようとするときは、廃止・終了の2か月前までに担当職員へ書面により申し出ること。

15 業務仕様

- (1) 事業者は、本仕様書に記載の設置場所において、自ら提出した企画提案書に基づき本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 事業者は、清涼飲料水自動販売機の設置、移設及び撤去に係る費用を負担すること。
- (4) 事業者は、自己の負担により清涼飲料水自動販売機に係る電気メーターを設置すること。
- (5) 事業者は、本業務に要する電気料金のほか、清涼飲料水自動販売機の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
なお、本業務に要する電気料金については、東日本成人矯正医療センター発行の請求書（納入告知書を含む。）に基づき、別途指定する期日までに支払うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、事業者は、営業許可を取得した後、清涼飲料水自動販売機を設置すること。
- (7) 事業者は、清涼飲料水自動販売機を点検し、常に新鮮な商品を補充すると

ともに、清涼飲料水自動販売機設置周辺の清掃を行い、衛生管理についての一切の責任を負うものとする。

(8) 事業者は、販売商品の選定に当たり、担当職員の要望をもとに、利用者の需要が高い商品を提供するものとする。

(9) 事業者は、担当職員等から商品補充の連絡を受けたときは、速やかに対応すること。

(10) 事業者は、清涼飲料水自動販売機の故障及び商品の瑕疵等について連絡を受けたときは、速やかに対応すること。

(11) 事業者は、清涼飲料水自動販売機設置場所周辺に空容器回収箱を設置し、空容器内のごみを回収することとし、空容器回収箱に他社の空容器及びごみなどが混在していた場合にも回収すること。

また、その他、本業務の遂行に当たり排出されたごみは、事業者において処理すること。

(12) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、担当職員及び事業者において協議する。

16 その他

庁舎の維持管理上、国有財産使用許可をした施設内外において、修繕工事等を行うため営業の中止を要請した場合は、これに協力すること。

なお、同工事等による営業の中止に対する補償等を行わない。

使 用 料 提 案 書

¥

—

※ 1平方メートル当たりの使用料（令和4年10月1日から令和5年3月31日までの182日間。消費税及び地方消費税を含まない。）

「国際法務総合センター国際棟における清涼飲料水自動販売機の設置・管理及び商品の販売業務」

について、上記金額で、募集要領、仕様書等その他関係事項一切を承諾の上、使用料を提示します。

年 月 日

法務総合研究所長 殿

住所又は本店

氏名又は商号

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

業務確約書

「国際法務総合センター国際棟における清涼飲料水自動販売機の設置・管理及び商品の販売業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

令和 年 月 日

法務総合研究所長 殿

住 所
商号又は氏名
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙役員名簿により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力団不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力団不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

東日本成人矯正医療センター長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

